



静岡労働局発表
平成27年10月27日

平成27年度静岡県産業別最低賃金の改正答申について
- 6件の産業別最低賃金の改正決定を答申 -

静岡地方最低賃金審議会（会長 居城 舜子）は、6件の静岡県産業別最低賃金について、10月26日までに、静岡労働局長（野村 栄一）に対して、改正決定を答申した。

パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金など6件の産業別最低賃金をそれぞれ13円～15円引き上げる旨答申となっている。

同審議会は、平成27年8月7日に静岡労働局長から6件の産業別最低賃金の改正決定の諮問を受け、産業別最低賃金専門部会を設置し慎重に審議し、下表を内容とする答申を取りまとめたものである。

今後、この答申についての異議申出の公示など諸手続を経て、静岡県産業別最低賃金が決定されることとなる。

【静岡県産業別最低賃金改正答申一覧表】

最低賃金の名称（産業名）	改正金額 （時間額）	現行金額 （時間額）	引上げ額	効力発生 予定日
パルプ・紙・加工紙製造業	786円	772円	14円	平成27年 12月31日 （予定）
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	833円	819円	14円	
鉄鋼、非鉄金属製造業	867円	852円	15円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	879円	864円	15円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851円	836円	15円	
各種商品小売業	823円	810円	13円	

（参考） 静岡県最低賃金は10月3日から783円に改正されている。